

個人住民税等の公的年金からの特別徴収に関する事務処理誤りについて

個人市民税・県民税・森林環境税（以下「個人住民税等」といいます。）を公的年金から特別徴収（引き落とし）される方のうち、個人住民税等の税額に変更があった一部の方（142名）について、本市から日本年金機構に送信した対象者のデータに誤りがあったことにより、令和6年12月13日に支給された公的年金から、誤って変更前の税額が特別徴収（少ない税額で特別徴収されていた方は104名で計1,660,600円、多い税額で特別徴収されていた方は38名で計476,300円）されていたことが判明しました。

納税者の皆様に御迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

対象となる方には、改めて通知をお送りして納付又は還付の手続を進めてまいります。

1 対象者数 142名

- （内訳）・追加で納付が必要となる方（少ない税額で特別徴収されていた方）
104名 計1,660,600円（追加納付額は100円～40,000円）
- ・還付となる方（多い税額で特別徴収されていた方）
38名 計476,300円（還付額は100円～39,900円）

2 経過

- 9月30日（月）本市から、特別徴収義務者である日本年金機構へ、税額の変更を反映していない誤った対象者データ（令和6年12月分）を送信
- 10月1日（火）・15日（火）
本市から、納税者宛てに税額変更通知書を送付
- 12月13日（金）日本年金機構にて、公的年金からの特別徴収（令和6年12月分）を実施
- 18日（水）納税者の方から、12月13日に特別徴収された税額が税額変更通知書と違う旨の申出があり、原因調査を開始
- 20日（金）本市で作成した対象者データに誤りがあったことや対象者数及び影響額等が概ね判明
- 24日（火）対象者に対する個別の対応方法を確定

3 原因

日本年金機構に送信する令和6年12月分の対象者データの作成日を、本市職員が誤って設定し、確認が漏れたことにより、税額の変更を反映していない誤った対象者データを作成し、送信したことが原因です。

4 今後の対応

対象となる方に対して、謝罪文を送付し、追加納付又は還付に係る手続を進めてまいります。なお、還付となる方については、早急にお返しできるよう手続を進めております。

5 再発防止策

対象者データの作成処理及び確認手順等に係るマニュアルを新たに作成し、複数の職員で相互に確認するなど組織的なチェックを徹底します。

【問合せ先】

川崎市財政局税務部市民税管理課 児玉
電話 044-200-2218